

薬生水発0711第1号
令和5年7月11日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）長
厚生労働大臣認可水道事業者 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて

防災意識の高まりを背景に、水道利用者が自ら事故・災害時の飲用水を確保する目的で、集合住宅等の敷地内の地中に設置され、水道の給水管に直結し有圧のまま給水できる「非常用貯水槽」のニーズが今後想定されることから、下記のとおり、その取扱い及び配慮事項等について取りまとめたので通知する。

各都道府県においては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対する周知をお願いする。また、水道事業者においては、下記についてご了知の上、指定給水装置工事事業者等に対する周知・指導方をお願いする。

記

1. 水道の給水管に直結する非常用貯水槽の水道法上の取扱いについて

水道の給水管に直接接続し有圧のまま給水できる構造である非常用貯水槽（以下「当該装置」という。）は、その容量によらず、水道法第3条第9項の給水装置（給水用具）であり、その構造及び材質については、水道法施行令第6条の基準（以下「構造材質基準」という。）に適合することが求められる。

2. 設計審査にあたっての配慮事項

水道事業者は、当該装置の設置に係る給水装置工事の設計審査にあたっては、構造材質基準によるほか、以下の事項に配慮すること。

- (1) 当該装置の大きさが使用水量に比し著しく過大でないものであること。また、非常時の必要水量及び当該装置の容量の算出根拠が示されていること。
- (2) 逆流防止措置（逆止弁等）を講じていること。
- (3) 平常時及び非常時において、使用者等が当該装置に貯留される水の水質を確認することができる構造であること。
- (4) 当該装置の設置により水道施設への影響が懸念される等、必要と認められる場合には、当該装置の運用・その他維持管理上必要な措置を講じるよう指導すること。（ドレンバルブ、点検口、空気弁、バイパス管、緊急遮断弁及び給水栓の設置、凍結防止措置等）

3. その他の留意事項

水道事業者は、以下の留意事項を指定給水装置工事事業者及び所有者等に周知・指導すること。

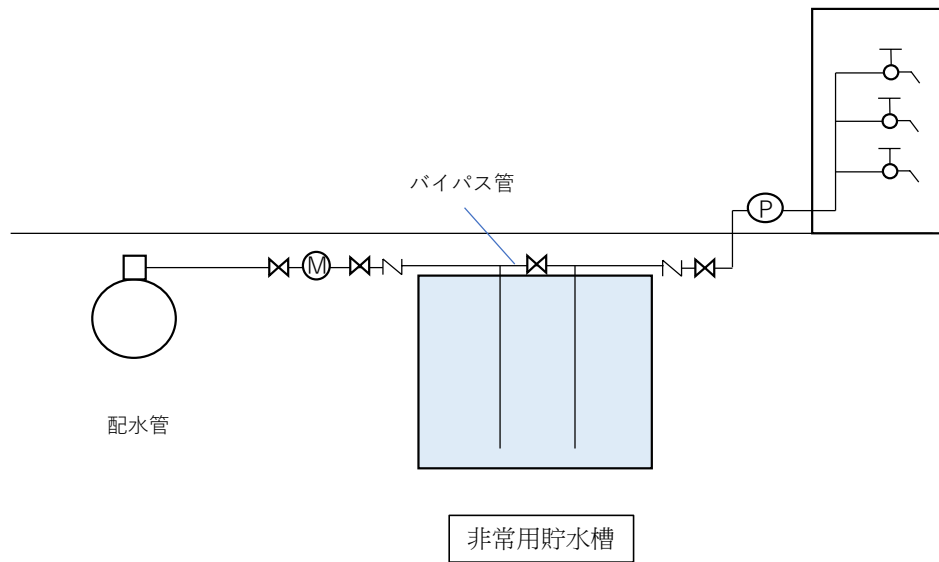
- (1) 当該装置は、非常時に飲用水を貯留する目的で水道利用者により設置されるものであり、平常時においてその使用状況により給水する水の水質の変化が予想される場合においても、その使用による社会的便益を考慮し、当該装置を通じて給水される水の水質の変化については、水道事業者の責任は免除され得ると考えられること。
- (2) 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により当該装置の性能が十分発揮されない状況が生じても、水道事業者に責任がないものであること。
- (3) 当該装置はその所有者に管理責任があり、当該装置に係る給水装置工事を施行する指定給水装置工事事業者は、必要に応じて製造者等とも連携し、所有者及び使用者に対して、当該装置の設置場所、非常時の使用方法、維持管理・点検方法、水質の確認方法、及び当該装置と受水槽との異なる点等、管理に関する事項を周知徹底すること。
- (4) 当該装置の保守点検、清掃、消毒、再塗装等については、その施行により当該装置内部の汚染のおそれがあるため、指定給水装置工事事業者が給水装置工事として施行するものであり、必要に応じて、指定給水装置工事事業者が選任した給水装置工事主任技術者の指導・監督の下、保守点検、清掃、消毒、再塗装等に従事する者が行い、構造材質基準に適合すべきものであること。

以上

非常用貯水槽と受水槽

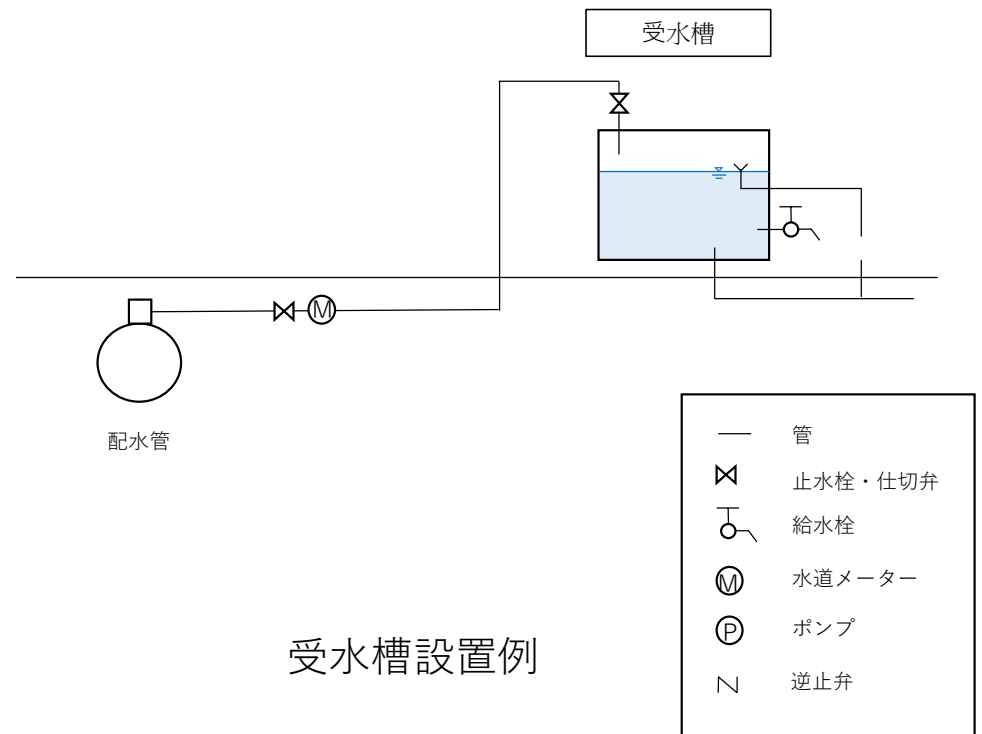
非常用貯水槽

- ①水道法の規制を受ける
- ②給水装置に該当する
- ③所有者が管理する
- ④自由水面を有しない
(給水管と直結し、末端まで有圧で直接給水する)



受水槽

- ①水道法の規制を受ける（小規模貯水槽水道を除く）
- ②給水装置に該当しない
- ③設置者が管理する
- ④自由水面を有する
(逆流防止のための吐水口空間を設ける必要があり、一旦圧力を開放し、給水する)



薬生水発0711第1号 令和5年7月11日 「水道の給水管に直結する非常用貯水槽の取扱いについて」に関するQ&A

このQ&Aは、公益社団法人日本水道協会の委員会を通じて水道事業者等から寄せさせた主な意見・要望を含めた質問について、厚生労働省水道課で回答をとりまとめたものです。

No.	通知文書 該当箇所	質問（水道事業者等からの意見・要望）	回答（厚生労働省水道課）
1	「非常用貯水槽」の名称について	本件にて扱う給水用具の名称が「非常用貯水槽」であるが、受水槽のように自由水面があるように想像できるが、名称を変えた方がいいのではないか。	当該装置を「水道の給水管に直結し有圧のまま給水できる非常用貯水槽」としております。参考として、非常用貯水槽と受水槽の設置例を添付します。
2	序文	地上設置や建物内設置の製品の取扱い如何。	本通知では、現在想定されている「集合住宅等の敷地内の地中に設置され、水道の給水管に直結し有圧のまま給水できる非常用貯水槽」を対象とし、地上設置や建物内設置についてはニーズに応じて別途取扱いを整理します。
3	1. 水道の給水管に直結する非常用貯水槽の水道法上の取扱いについて	当該装置は簡易専用水道や貯水槽水道とは異なると考えられるが、その取扱い如何。	当該装置は給水管に直結する給水用具（給水装置）であり、簡易専用水道、貯水槽水道と並列に取扱うものではない認識です。
4		消防用を兼ねた設備となる場合の取扱い如何。（消防法の設置基準や管理方法にも配慮する必要があるのではないか）	本通知では飲用目的のみを対象としています。消防用を兼ねようとする場合には、製造者が消防庁等にその取扱いを確認する必要があると考えます。
5	2（2）逆流防止措置（逆止弁等）を講じていること。	2（4）にあるような措置については配慮事項となっているが、どんなに適した容量の当該装置を設定しても使用実態によっては停滞する可能性が想定されるため、逆流防止措置については義務付けていいのではないか。	配慮事項に記載していますが、逆流のおそれのある場所に設置される給水装置については、構造材質基準省令により、逆流防止措置が義務づけられています。
6	2（3）平常時及び非常時において、使用者等が当該装置に貯留される水の水質を確認することができる構造であること。	水質を確認する構造についても、使用者等の管理義務がある以上、配慮事項ではなく義務付ける必要があるのではないか。	「水質の変化については、水道事業者の責任は免除されうと考えられる」としており、水質の確認は使用者等の責任において行っていただくこととなりますが、本通知で水質を確認できる構造にすることを義務づけることはできないと考えます。
7	3（1）当該装置は、非常時に飲用水を貯留する目的で水道利用者により設置されるものであり、平常時においてその使用状況により給水する水の水質の変化が予想される場合においても、その使用による社会的便益を考慮し、当該装置を通じて給水される水の水質の変化については、水道事業者の責任は免除され得と考えられること。	水質の変化については、「水道事業者等の責任は免除され得と考えられること」とされているが、明確に免除されるのか。	平成26年6月30日水道課長通知「太陽熱利用給湯システムの取扱いについて」と同様の記載としています。